

に聴く

弁護士



## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 森 美穂

81

# 出産1年以内の 解雇と均等法



1、男女雇用機会均等法（以下「均等法」といいます）9条4項は、妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対する解雇を無効とし、その但書きは、事業主が、その解雇が妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを証明したときは、その限りではないと規定しています。

2、社会福祉法人緑友会事件の面談時にXとの間で退職の合意があつた、仮に解雇と評価されるとしてもそれはXが園長らの管理職と敵対し、批判的言動を繰り返し、A保育園の職場環境を著しく悪化させY法人の業務に支障を及ぼす行為があつた原告Xが、第一子の育児休暇終了直前に行われた面談で、Y法人によって解雇されたとして、解雇権濫用による解雇の無効と均等法違反を主張し、Y法人に

下「均等法」といいます）9条4項は、妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対する解雇を無効とし、その但書きは、事業主が、その解雇が妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを証明したときは、その限りではないと規定しています。

3、この裁判で、Y法人は、Xを解雇したのではなく、前記の面談時にXとの間で退職の合意があつた、仮に解雇と評価されるとしてもそれはXが園長らの管理職と敵対し、批判的言動を繰り返し、A保育園の職場環境を著しく悪化させY法人の業務に支障を及ぼす行為があつた原告Xが、第一子の育児休暇終了直前に行われた面談で、Y法人によって解雇されたとして、解雇権濫用による解雇の無効と均等法違反を主張し、Y法人に

対して、解雇後の賃金、賞与、不法行為に基づく損害賠償及び精神的損害に対する慰謝料等を請求した事件です。

4、この裁判で、Y法人は、9条4項但書きにより、均等法違反にはならないと反論しました。

5、しかし裁判所は、Y法人の主張を排斥し、①本件で退職の合意があつたとは認められず、Y法人による解雇がなされたものである。②Xの園長に対する言動に不適切な部分があつたとしても、園長からXに対するために就業規則の解雇事由に該当することを理由として解雇したものであり、解雇には客観的合理性があり社会的相当があると主張しました。



の解雇事由に該当するとはいえないから、本件解雇は、客観的合理的理由を欠き、社会通念上相当と認められず、権利の濫用として無効であると判示しました。

み

さらに、均等法違反の点については、均等法9条4項は、「妊娠中及び出産後1年を経過しない女性労働者については、妊娠、出産による様々な身体的・精神的負荷が想定されることから、妊娠中及び出産後1年を経過しない期間については、原則として解雇を禁止することを理由にXを解雇したものであつて、妊娠したこと等を理由として解雇したものではないから、9条4項但書きにより、均等法違反にはならないと反論しました。

6、事業主が、労働者に解雇事由があると考えた場合でも、そもそも解雇に客観的合理的理由と社会的相当性が認められており、多くの事業主が考えているものより高いものです。ましてや出産後1年を経過しない女性労働者を解雇する場合には、裁判で解雇の有効性が認められないこと、本件のように均等法違反があるとして不法行為責任も負うリスクがあるのです。したがって、出産後1年を経過しない女性労働者の解雇についてはいつそう慎重に判断する必要があります。

7、本件解雇には客観的合理的理由があると認められないのだから、妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを証明したことはならないとして、均等法9条4項に違反し、この点においても解雇は無効だとしました。

さらに、裁判所は、本件解雇が権利の濫用で無効であるだけでなく、均等法9条4項違反で違法であることから、Xを解雇したY法人に不法行為が成立するとして、解雇後の賃金・賞与の他に、産休育休期間中の社会保険給付相当額の損害賠償と精神的苦痛に対する慰謝料の支払を命じています（東京地判令2・3・4判決）。

8、事業主が、労働者に解雇事由があると考えた場合でも、そもそも解雇に客観的合理的理由と社会的相当性が認められており、多くの事業主が考えているものより高いものです。ましてや出産後1年を経過しない女性労働者を解雇する場合には、裁判で解雇の有効性が認められないこと、本件のように均等法違反があるとして不法行為責任も負うリスクがあるのです。したがって、出産後1年を経過しない女性労働者の解雇についてはいつそう慎重に判断する必要があります。

9、本件解雇には客観的合理的理由があると認められないのだから、妊娠・出産等を理由とする解雇でないことを証明したことはならないとして、均等法9条4項に違反し、この点においても解雇は無効だとしました。

（森法律事務所所長、愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝